日本の個人情報保護政策

-目的と基本構造-

2018年12月 個人情報保護委員会

個人情報保護法の目的と個人情報保護委員会

第1条(目的)

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第3条(基本理念)

個人情報は、<u>個人の人格尊重の理念</u>の下に慎重に取り扱われるべきであることにかんがみ、その<u>適正な</u> <u>取扱い</u>図られなければならない。

第5章 個人情報保護委員会

第60条(任務)

委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(中略)を任務とする。

第62条 (職権行使の独立性)

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

個人情報保護法の主な規定(事業者の義務と本人の権利)

1. 個人情報

※青字は平成29年施行改正個人情報保護法関連項目

定義:個人情報、個人識別符号、要配慮個人情報

2. 取得·利用

利用目的の特定(§15)、利用目的による制限(§16)、適正な取得(§17)、取得に際しての利用目的の通知等(§18)、データ内容の正確性の確保等(§19)

3. 管理

安全管理措置(§20)、従業者の監督(§21)、委託先の監督(§22)

4. 第三者提供等

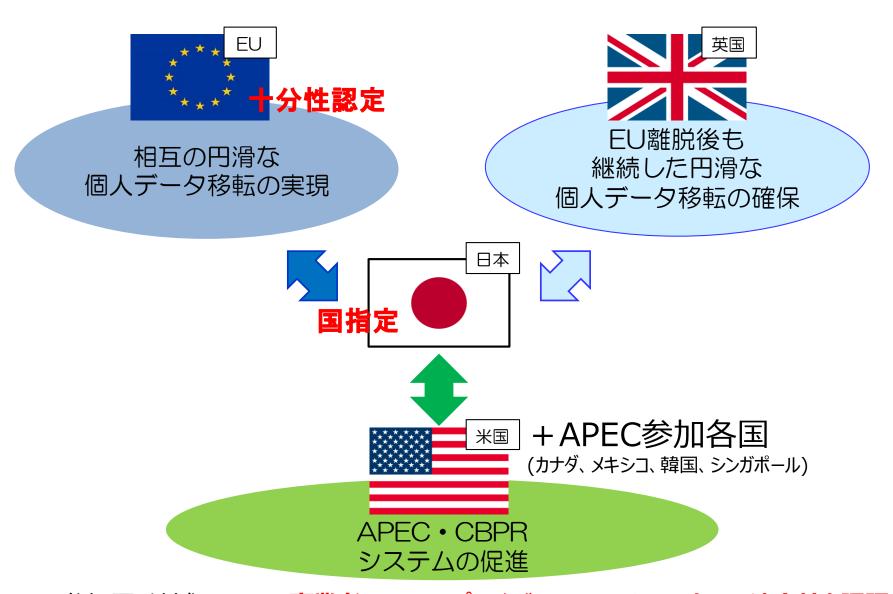
第三者提供の制限(§23)、外国にある第三者への提供の制限(§24)、第三者提供に係る記録の作成等(§25)、第三者提供を受ける際の確認等(§26)、保有個人データに関する事項の公表等(§27)、匿名加工情報(§36-39)

- 5. 本人の関与(1から3における関与以外)開示(§28)、訂正・追加・削除(§29)、利用停止・消去(§30)、理由の説明(§31)
- 6. 苦情の処理(§35)

日EU制度比較 一特徴的とされる諸点について一

	EU GDPR	日本 個人情報保護法
削除(消去) 請求権	次の場合に認められる ●利用目的との関連でもはや必要ない場合 ●一部の法的根拠に基づく取扱いについてその 根拠が失われた場合 ●違法に個人データが取り扱われた場合	次の場合に認められる ●利用目的による制限に違反して取り扱われている場合 ●適正取得義務に違反して取得された場合
データポータビリ ティの権利	認められる (ただし、対象は、「『本人の同意』又は『契約』 を法的根拠」とする「自動的な方法」による個人 データの取扱いのみ。「正当な利益の追求」等に より扱う個人データには適用されない。)	開示請求権(移転に適する形式で 提供する等の義務はない。)
プロファイリング規制(自動処理に基づく意思決定に、異議を述べる・服さない権利)	分析行為自体は可能 分析行為を含むもっぱら自動的な取扱いのみに 基づく意思決定に服さない権利	分析行為自体は可能 利用目的の特定・制限により本人関 与の機会を保障
域外適用	EU域内の個人に対する物品・サービス提供や、 行動監視を行う場合に適用。一時的な場合や 公的機関による場合を除き、域内各国監督機 関対応のできる代理人を指定。	日本の個人に対する物品・サービスの 提供を行う場合に適用。(国内の代 理人指定は不要。)

国境を超えた個人データ活用のための環境整備



APEC参加国・地域において、**事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証** (越境プライバシールール (CBPR)システム)